

令和2年（行ウ）第16号住民訴訟事件

原告 小林美知ほか

被告 町田市長

令和4年9月 6 日

原告ら訴訟代理人

弁 護 士 千 葉 恒 久

同 針ヶ谷 健 志

東京地方裁判所民事第2部Bc係 御中

原告準備書面（15）

【まちだ市民クラブ】

目次

第1 調査研究費.....	3
1 駐車場代.....	3
(1) 遠方、短時間の駐車.....	3
(2) 病院での駐車.....	6
(3) 体育館等での駐車.....	6
(4) 早朝の駐車.....	7
(5) 市役所での駐車.....	7
(6) 長時間、深夜の駐車.....	7
(7) 町田市中心部での深夜の駐車.....	8
(8) 鶴川駅前での短時間の駐車.....	9
(9) あり得ない同日駐車.....	9

(10) その他の駐車代の支出.....	11
2 タクシー代.....	11
(1) 深夜早朝のタクシー代.....	11
(2) 定例会の最終日のタクシー利用について.....	13
3 高速代.....	14
4 ガソリン代.....	14
(1) ガソリン代に関する運用指針の変遷と支出者情報の隠蔽.....	14
(2) 不自然な給油について.....	15
(3) 同日・近接日の給油.....	21
(4) 一般質問日の給油.....	22
(5) 複数の自動車の使用について.....	22
第2 資料費.....	25
(1) 自宅における一般紙の購読.....	25
(2) 『社会新報』と『月間社会民主』について.....	26
(3) 『週刊新社会』『月間社会主義』『科学的社会主義』について.....	27
(4) その他の資料費の支出.....	27
第3 広報費.....	28
(1) 意見広告.....	28
(2) 実態不明の事業者に対する支出.....	28
(3) その他の広報費の支出.....	29
第4 通信運搬費.....	30
(1) 切手はがき代.....	30
(2) 電話代等.....	33
第5 事務費.....	33
(別紙1) 町田市中心部での深夜に及ぶ駐車.....	35
(別紙2) 鶴川駅前での短時間駐車.....	42

以下では、補助参加人まちだ市民クラブ（以下「市民クラブ」という）の準備書面（2）に対する反論を中心に、市民クラブの支出の違法性について主張をおこな

う。なお、記述の順序は従前の原告準備書面に従い、調査活動費（駐車場代→タクシー代→高速代→鉄道代→ガソリン代）、資料代、広報費、通信運搬費、事務費の順で述べる。

第 1 調査研究費

1 駐車場代

(1) 遠方、短時間の駐車

ア 遠方かつ短時間の駐車

政務調査・政務活動に関連して町田市外で議員が調査をおこなう必要が生じることは否定しないが、町田市外で「市政相談」を頻繁におこなう、というのは考えにくい。え、わざわざ遠方まで出向いたにもかかわらず、ごく短時間の駐車しかおこなわない、というのも通常ありえないことである。以下の支出はいずれも「市政相談」又は「現地調査」を理由として計上されたものであるが、その信憑性は極めて乏しく、合理的関連性を認めることは困難である。

【遠方かつ短時間の駐車】

C14-36	02/09	河辺	200	せいせきタウンパーキング 11時04分～11時14分 京王 線聖蹟桜ヶ丘駅付近の駐車場 「市政相談」とされている	・遠方 ・短時間 わずか10分 の駐車	12-1	114	中 右
C14-239	04/12	森本	100	八王子子安町5駐車場（リパーク24株） 10時55分～11時01分 「現地調査」とされている	・遠方 ・短時間 わずか6分の 駐車	12-1	207	下 中
C14-240	09/12	森本	200	八王子子安町5駐車場（リパーク24株） 11時25分～11時48分 「現地調査」とされている	・遠方 ・短時間 わずか23分 の駐車	12-1	217	中 中

C14-249	12/10	森本	200	さくら通り駐車場（三鷹） 16時49分～17時11分 「現地調査」とされている	・遠方 ・短時間 わずか22分の 駐車	12-1	224	中 中
C15-77	07/31	佐藤	100	高尾GSパーク（八王子氏初沢町1278-2） 14時55分～15時08分 「現地調査」とされている	・遠方（高尾駅そば）・金曜日 ・短時間 わずか13分の 駐車	13-1	79	中 左
C15-85	04/21	佐藤	200	DAICHI PARK 府中幸町駐車場 15時13分～15時32分 「現地調査」とされている	・遠方 ・短時間 わずか19分の 駐車	13-1	74	上 左
C15-86	04/21	佐藤	200	ショウワパーク西八王子駐車場 12時56分～13時25分 「現地調査」とされている	・遠方 ・短時間 わずか29分の 駐車	13-1	74	上 中
C15-108	04/28	河辺	100	カーオアシス桜ヶ丘駐車場 13時32分～13時45分 「現地調査」とされている	・遠方 ・短時間 わずか13分の 駐車	13-1	101	上 中
C15-160	10/06	河辺	200	タイムパーキング宮西町駐車場（府中市宮西町5丁目6） 17時17分～17時42分 「現地調査」とされている	・遠方 ・短時間 わずか25分の の駐車	13-1	111	上 左
C15-239	09/15	森本	200	武蔵境駅前駐車場（武蔵野市） 14時55分～15時14分 「現地調査」とされている	・遠方 ・短時間 わずか19分の の駐車	13-1	169	中 左

なお、市民クラブは、領収書綴りに記載された駐車目的の記載に関連して、「市政相談」は「市政に関連して広く人と情報のやりとりを行うこと全般を指す概念」（準備書面（1）16頁）と解釈すべきである、と主張するが、このような拡大解釈を容れる余地はない。すなわち、原告準備書面（11）で述べたように、運用指針が調査活動費について「使用目的を簡潔に記入する」ことを要求している趣旨は、支出の目的や内容を明確にさせることによって使途基準に反する支出が計上され

ることを防ぐ点にある。とくに、他の議員活動における支出が混入しがちな、調査活動費（駐車場代）、資料作成費（印刷物）、資料購入費（書籍雑誌その他資料）、事務費（消耗品）についてはこうした記述が重要な意味を有している。本件条例が領収書の添付を義務付け、会計帳簿の作成保存を求めている趣旨に照らしても、「市政相談」「現地調査」という言葉の意味内容を無限定に拡大するような解釈を取ることが許されず、これらの文言が本来持つ意義にのっとって判断されなければならない。「市政相談」は市民との間の市政に関する相談であり、「現地調査」は市政に関連して現地でおこなう調査のことである。

（仮に、本件条例あるいは条例施行規則などにおいて、記入すべき目的が例えば「A」「B」「C」などと例示され、該当するものを一つ選ぶ方式になっているのであれば、それぞれの項目の意味内容をある程度柔軟に解釈する必要はあるかもしれないが、本件条例等では何の選択肢も示しておらず、使用目的の記入を議員（会派）にすべて委ねている。こうした状況のもとで議員（会派）が記入した文言について、本来の意味からかけ離れた意味をくみ取る必要は全くない。典型的な事項についてゴム印を準備するか否かは自由であるが、たとえゴム印であってもそれを押印する以上、文言の内容には当然ながら責任を持たなければならない。「市民相談」という言葉の意味から外れる活動であれば、当該活動内容に即した目的を簡潔に記載すべきであり、かつ、そうした記載を行えば済むことである。）

イ 遠方での駐車について

遠方での駐車代の支出については、原告準備書面（3）13頁にまとめたとおりである。遠隔地での「市政相談」や「現地調査」が繰り返されていること自体、申告された駐車目的が事実と反していることをすでに推認させている。原告は、従前の準備書面において、例えば、松本市内での駐車（C14-108）、高尾山での駐車（C15-76～C15-79）、国立における駐車（C14-270、C14-271）について具体的に主張をおこなっているが、市民クラブは何ら反論をおこなわない。

ウ 短時間の駐車について

原告準備書面（3）2頁以下で述べたように、市民クラブは30分以内の極めて短時間の駐車を繰り返しおこなっており、合計は169件にものぼっている。最も短いのは、鶴川駅前での3分間の駐車（C16-116）である。「市政相談」を理由とし

た駐車であるが、わずか3分間（駐車場での出入りの時間を含めると1分にも満たないと思われる）で「市政相談」をおこなえるはずはなく、政務調査以外の目的での駐車が強く推認される。市民クラブは、これに類する短時間の駐車を頻繁に繰り返しており、こうした駐車が政務調査の目的でおこなわれたと認めることは困難である。

市民クラブは、戸塚議員が成瀬メディカルビル駐車場でおこなった駐車（C14-143）について、「市民相談に関する回答文書を（駐車場付近の支援者宅の）ポストに入れ（る）」ためのもの、などを主張するが、仮にそれが事実であったとしても、そうしたケースが頻繁に生じるとは考え難い。短時間駐車の多くが町田駅や鶴川駅周辺などの繁華街でおこなわれていることから、「市政相談」や「現地調査」を目的とするものとは到底考えられない。

(2) 病院での駐車

市民クラブは、病院での駐車について、「ただちに政務活動と合理的な関連性を有しないものであるとはいえない」と主張している。

しかしながら、原告準備書面（3）5頁以下で述べたように、病院は市政相談に適した場所ではなく、市政相談をおこなうために同所を訪れるというのは極めて考えにくい。しかも、市民クラブは、多数回にわたり病院での駐車を繰り返している。これらの駐車に関して、市民クラブは何らの具体的な説明を行おうともしない。こうしたなかで、病院での駐車について合理的関連性を認める余地はない。

(3) 体育館等での駐車

体育館等のスポーツ施設も、病院と同様に、市政相談に適した場所ではない。市民クラブの支出状況を見ると、週末におこなわれた駐車が多くを占めており、私的な目的での駐車が強く疑われる。

原告準備書面（13）10頁以下で述べたように、体育館での駐車のなかには、車椅子バスケットボール大会の開催日におこなわれたもの（C17-146）や、8時間あまりに及ぶもの（C16-147）も混じっており、「市民相談」のための駐車ではなかったことが明らかになっている。

(4) 早朝の駐車

議員が駅頭でマイクを片手に話をするのは、政治情勢や市議会の状況などについて一方的に自身の考えを伝えることを主眼とするものであって、「現地調査」や「市政相談」を目的とするものとは言えないし、使途基準がいう「会派の行う調査研究活動及び情報収集のための活動」にもあたらない。

市民クラブは、「議会報告チラシを配布していた」「政党名を表示したものは一切ない」などを主張しているが、駅頭宣伝はチラシの配布を目的とするものではないし、たとえ政党名を表示していないとしても、活動の内容は「会派の行う調査研究活動及び情報収集のための活動」にあたるわけではない。

(5) 市役所での駐車

市民クラブは、市役所内での駐車代を支出したことについて、「急いでいた」「市役所以外を訪れた」などの理由を掲げる。

市民クラブも認めるように、議員は定期駐車券を交付されており、市役所内の駐車場では無料で駐車できる。かかる定期駐車券は議員にとって日常的に使用するものであり、それを「忘れる」ということを考え難いし、仮にそれが事実であったとすれば、定期駐車券を忘れたことで発生した駐車場代を政務調査費として計上することについて必要性を認めることは困難である。

市民クラブは、市役所の外を訪れる目的で市役所の駐車場を利用した、ということにも言及するが、議員が利用したのであれば定期駐車券を提示すれば済むからであり、駐車場代を支払った理由にはならない。

以上のように、市役所での有料駐車は、むしろ、議員以外の者が駐車したことを強く推認させる。

(6) 長時間、深夜の駐車

原告準備書面(3)4頁以下で述べたように、市民クラブは長時間の駐車を繰り返しており、3時間以上の駐車回数は319件にのぼっている。中には、26時間を超す駐車さえある。

市民クラブは「市民相談にせよ現地調査にせよ、そのための駐車時間が2時間を超えることは頻繁にあり、何ら不自然なことではない」と主張する(準備書面(1))

18頁)が、市民相談が長引くことはあり得るとしても、そうした長時間の相談が頻繁におこなわれる、というのは極めて考えにくい。駐車時間が10時間を超すものに絞っても約30件の駐車がおこなわれていることから見ても、市民クラブにおける「市政相談」を理由とした長時間の駐車は、市政相談とは異なる目的でおこなわれたことを強く推認させる。

(7) 町田市中心部での深夜の駐車

町田市中心部の繁華街で繰り返されている駐車については、原告準備書面(3)9頁以下で述べたとおりである。

市民クラブは、「町田駅周辺には、市民フォーラム、商工会議所、生涯学習センター、中央図書館等の公共施設が密集しており、議員はこれらの施設において、日々、市民相談、市政に関わる各種会議や勉強会などを行っている」と主張している(準備書面(1)21頁)。

上記施設の開館時間はそれぞれ以下のとおりであるが、市民クラブの駐車状況を見ると、深夜11時過ぎまで駐車していることが多々あり、中には夜遅くなってから駐車を始めたものもある(本準備書面添付の別紙1に町田市中心部における深夜の駐車をまとめた)。

市民フォーラム 午後10時まで

商工会議所 午後10時まで

中央図書館 午後8時まで(火・水・金)、午後5時まで(木・土・日)

生涯学習センター 午後10時まで

深夜の遅い時間まで頻繁に繁華街周辺での駐車を繰り返していることは、上記の施設での会合ではない目的のために駐車がなされたことを示している。

市民クラブは、飲食店において「会食をともなって市民相談を行った場合や、会合の後に懇親会等が催される場合」に言及している(準備書面(1)21頁)が、会食をともなう市政相談や懇親会は社会通念上、「市政相談」とは呼べないものである。調査研究の一環として行われる「市政相談」と呼べるのは、「会派の行う調査研究活動及び情報収集等」のための市民との相談である。飲食を伴う会合や懇親会は、懇親を深めるためのものであって、調査研究や情報収集のためのものと認め余地はない。これは、社会通念上も極めて常識的な捉え方である。

(8) 鶴川駅前での短時間の駐車

鶴川駅前での「市政相談」または「現地調査」を理由とする駐車が繰り返されていることについては、原告準備書面（3）11頁以下で述べたとおりである。これほどの回数、一つの駅の近辺で「市政相談」または「現地調査」を繰り返す、というのは極めて考えにくい。市民クラブは「駐車時間が数分で足りる政務活動は珍しくない」と主張する（準備書面（1）18頁）が、別紙2の表のとおり、鶴川駅前での駐車のうち30分以内の短時間のものが実に60件も存在する。特定の地域内で、これほどの頻度、ごく短時間の「市政相談」ないし「現地調査」が必要になる、というのは考えられない。

市民クラブは、平成28年度以降の支出者（議員名）を明らかにしていないが、平成26・27年の支出者はすべて森本議員であることからすると、平成28・29年の支出者も同議員であると推測される。一人の議員が特定の地域で短時間の「現地調査」を繰り返す、というのはなおさら考え難い。むしろ、駅周辺での買い物などの私用を果たすための駐車が日常的におこなわれていることが推認される。

(9) あり得ない同日駐車

あり得ない同日駐車については、原告準備書面（3）14頁以下及び同（13）38頁以下で述べたとおりである。

市民クラブは議員の補助者が駐車をおこなうことを前提に、同時に複数の駐車がおこなわれても政務活動との合理的関連性がないことが推測されるわけではない、と主張する（同準備書面（1）28頁）。

しかしながら、政務調査費及び政務活動費は、「議会の議員の調査研究（その他の活動）に資するために必要な経費の一部として」（地方自治法100条14項）支給されるものである。本件政務調査費条例・政務活動費条例でも、「議員の調査研究（その他の活動）に資するため必要な経費の一部として」支給される、と明記されている（頭書き）。つまり、経費は議員の調査研究（その他の活動）の必要に基づくものでなければならず、通常は、議員本人が調査研究のために行った支出に充当することが予定されている。補助者がおこなった支出に充当することが許容されることがあるとしても、それは議員本人が行ったと同視される状況のもとで行わ

れる必要がある。そうでなければ、調査研究（その他の活動）の範囲が無限定に拡大し、法律・条例が充当する経費の範囲を限定している趣旨が無意味になってしまいうからである。

市民クラブは、あり得ない同日駐車について、あたかも議員の補助者が駐車を行ったかの如き主張をしている。しかしながら、議員がおこなう調査研究において、補助者の活動が必要となる、という場面は通常は考え難い。あるとしてもごく稀なケースであり、「あり得ない同日駐車」の数が100件を超える（原告準備書面（3）15頁）ということはある得ない。この事実からしても、同日駐車が議員の調査研究のためのものであったとは認められない。

また、仮に議員の補助者が議員の行う調査研究に同行するなどのケースがあるとしても、その場合は2つの駐車場の場所や時間帯が似通って来るはずである。ところが、市民クラブの同日駐車は、互いの関連性が認められないものが多くを占めている。

【森本議員が一日に3回駐車している例】

C14-234	02/09	森本	700	森野第7駐車場 07時13分～20時23分 「市政相談」とされている 13時間以上の駐車	230	上右
C14-235	02/09	森本	700	タイムズ鶴川駐車場 17時34分～19時44分 「市政相談」とされている 夜間	230	中左
C14-236	02/09	森本	400	森野第7駐車場 20時01分～21時20分 「市政相談」とされている 夜間	230	中中

上のように、森本議員が平成27年2月9日におこなった3件の駐車であるが、時間も場所もまったくバラバラであり、一つの目的（調査研究）のために行われたものとは到底認めがたいものになっている。これは一例である。

少なくとも、市民クラブが調査研究のために補助者による駐車が必要になった事情について具体的に主張立証をおこなわない限り、同日駐車について政務調査・政務活動との合理的関連性を認める余地はない。

(10) その他の駐車代の支出

町田市中町及び森野2丁目での駐車、南大沢駅前でも駐車については、原告準備書面(3)10頁以下及び同(13)26頁以下で述べたとおりである。

立川駅周辺での駐車については、原告準備書面(3)12頁以下及び原告準備書面(14)で述べたとおりである。

2 タクシー代

(1) 深夜早朝のタクシー代

ア 市民クラブは、「議員が深夜にタクシーを利用することは、なんら珍しいことではなかった」と主張する(準備書面(13)25頁)。その一例として、市民クラブは、石井議員による平成26年9月11日と同年10月25日のタクシー利用について説明をおこなっている。

イ 石井議員による2度のタクシー利用について

しかしながら、上記の石井議員のタクシー利用に関する説明は明らかに不自然である。

すなわち、市政に関する市民との相談が午後8時から始まること自体、考えにくいことであるのに、それが深夜12時近くまで延々と続いた、という。しかも、似たような相談を2回受けた、という。市民クラブの説明によれば、「今後の生活設計や市から受けられる支援等について」の相談であった、とのことであるが、もしそうであれば「会食をともなう」場でおこなう相談ではないし、深夜の時間帯まで相談することが予定されていたのであれば、自動車を所有する石井議員は自動車で相談場所に行ったはずである。飲酒と伴う会食が予定されたからかもしれないが、もしそうであるなら、かかる会合を「市民相談」と評価することはできない。

このように、市民クラブの説明には不自然な部分が多く存在する。そもそも、スマホで簡単にタクシーを呼べる時代に、石井議員がなぜタクシーを呼ばなかったのかも疑問であるし、市民クラブは、タクシーを利用した区間(乗車場所→降車場所)すら全く明らかにしない。乗車場所と降車場所を明らかにできない理由は何もないはずである。

ウ その他の深夜早朝のタクシー利用について

また、市民クラブは石井議員による2回のタクシー利用（深夜）について説明をおこなうだけであり、他のタクシー利用については何の説明もおこなおうとしない。

すなわち、石井議員は8月2日にも深夜のタクシー利用をしているが、それについては何の説明もしていない。また、市民クラブの他の議員も、以下のように、頻繁に深夜0時前後のタクシー利用を繰り返し、そのなかには午前2時、午前4時という時間帯のものまで複数存在する。すべて「市政相談」のため、とされているが、市民クラブはこれらのタクシー利用について何の説明もおこなわない。市民相談を深夜0時近くまで、あるいは早朝まで受ける、ということは、経験則上、極めて考え難く、市民クラブが合理的な説明を行わない以上、正当な支出と認める余地はない。

【その他の深夜早朝のタクシー利用】

C14-253	08/02	調査	石井	1,330	タクシー代 東日本タクシー 降車時間 01 時 06 分 「市政相談」とされている	12-1	258	上左
C14-254	09/11	調査	石井	970	タクシー代 東日本タクシー 降車時間 23 時 56 分 「市政相談」とされている	12-1	260	上左
C14-255	10/25	調査	石井	2,050	タクシー代 東日本タクシー 降車時間 00 時 08 分 「市政相談」とされている	12-1	263	上中
C14-22	04/14	調査	河辺	2,320	タクシー（東日本タクシー） 23 時 07 分降車 「市政相談」とされている	12-1	99	下右
C14-23	11/07	調査	河辺	3,670	タクシー（東日本タクシー） 01 時 03 分降車 「市政相談」とされている	12-1	106	下左

C14-24	02/06	調査	河辺	3,670	タクシー（東日本タクシー） 01 時 39 分降車 「市政相談」とされている	12-1	109	上左
C14-111	04/14	調査	戸塚	1,150	タクシー代 東日本タクシー株式会社 降車時間 02 時 31 分 「市政相談」とされている	12-1	131	上左
C14-112	05/04	調査	戸塚	1,150	タクシー代 東日本タクシー株式会社 降車時間 04 時 26 分 「市政相談」とされている	12-1	134	下左
C14-113	05/17	調査	戸塚	1,150	タクシー代 東日本タクシー株式会社 降車時間 01 時 57 分 「市政相談」とされている	12-1	134	上左
C14-114	06/14	調査	戸塚	1,150	タクシー代 東日本タクシー株式会社 降車時間 23 時 35 分 「市政相談」とされている	12-1	136	上中
C14-115	06/22	調査	戸塚	1,150	タクシー代 東日本タクシー株式会社 降車時間 23 時 38 分 「市政相談」とされている	12-1	136	下左
C14-116	07/06	調査	戸塚	790	タクシー代 東日本タクシー株式会社 降車時間 02 時 17 分 「市政相談」とされている	12-1	139	上左
C14-117	11/16	調査	戸塚	700	タクシー代 東日本タクシー株式会社 降車時間 00 時 00 分 「市政相談」とされている	12-1	144	上右
C14-118	02/19	調査	戸塚	790	タクシー代 東日本タクシー株式会社 降車時間 00 時 34 分 「市政相談」とされている	12-1	150	上左

(2) 定例会の最終日のタクシー利用について

市民クラブは、定例会の最終日のタクシー利用（C17-1～C17-6）について何ら

の説明もおこなおうとしない。

平成29年度の定例会の最終日に、決まったパターンでタクシー利用が繰り返されている、というのは、少なくとも「市民相談」のためのタクシー利用ではなかったことを強く推測させている。市民クラブが何ら反証をおこなわない以上、政務活動のためのものであると認めることは困難である。

3 高速代

谷沢議員による御殿場との間の高速利用（+ガソリン給油）については、原告準備書面（13）52頁以下で述べたとおりである。

4 ガソリン代

(1) ガソリン代に関する運用指針の変遷と支出者情報の隠蔽

すでに原告準備書面（11）で述べたが、町田市議会運用指針ではガソリン代の支出について以下のように定められていた。

政務調査費（平成27年度まで）（乙33）

「自家用車の燃料費は1人当たり年額12万円以内とする」

政務活動費（平成28年度以降）（乙34）

「自家用車の燃料費は、14万4千円に会派の人数を乗じて得た額を限度に支出することができるものとする」

上記のように、平成29年度以降は基準額が増額されただけでなく、「一人あたり」が「会派あたり」の定めに変更された（同様に、広報費（インターネットホームページ運営費）と通信運搬費（通信費）についても、上限規定の会派単位への変更がおこなわれた）。

原告準備書面（11）で述べたように、議員の活動実態を根拠に一人当たりの上限額を定めたのであれば、それを会派単位での上限額に変更することに合理性を見出すことは困難である。それにもかかわらず、こうした変更を行った目的は、支出した議員名を開示しなくてもいいようにすることにあつたとしか考えようがない。実際、市民クラブは、かかる変更後、それまで領収書綴りに付記してきた支出議員を特定するための記号（数字）を付さない方法、つまり、支出をおこなった議員名を特定できない方法で領収書綴りを作成するようになった（詳細

は原告陳述書・甲26)。それどころか、市民クラブは本件訴訟においても支出議員名を一切明らかにしようとしなない。

町田市議会における条例（施行規則）では、領収書の提出を義務付けるだけでなく、政務調査費・政務活動費に関する「会計帳簿」の作成と保存を義務付けているが、これは支出の内容を一覧できるように整理することを求める趣旨である。「帳簿」と言えるためには、支出日や支出内容とともに支出者を特定できることが最低限必要と解されるが、市民クラブは「会計帳簿」においても支出議員名を記載していない。

ここには、支出議員名の秘匿に向けた一貫した意思が示されているが、公的な資金である政務調査費・政務活動費を支出しているにもかかわらず、議員としての最低限の説明責任すら果たそうとしない市民クラブの対応は、「使途の透明性の確保に努めるものとする」と規定する地方自治法100条16項の趣旨を無視するものとしか言いようがない。市民クラブが支出した議員名を明らかにしないのは、支出した議員名を明らかにすることで「ありえない同日駐車」や「不自然な給油」など、支出の不自然さがさらに露呈することを避けるためとも推測されるが、こうした本件訴訟における状況も、「議会活動の基礎となる調査研究・政務活動との間に合理的関連性」がないことを推認させている。

(2) 不自然な給油について

ア 石井議員による少量の給油

後述する。

イ 支払状況に関する不自然な状況

同じガソリンスタンドで給油をしているにもかかわらず、支払の状況が異なるケースが頻繁に存在することについて、市民クラブは、「様々な理由で使い分けている」などと主張している。

しかし、同じ店舗で同じものを購入しているにもかかわらず、クレジットカードを使い分ける必要性が生じる、というのは経験則上認められないし、ある時はポイントカードを提示し、ある時は提示しない、というのも極めて不自然である。

市民クラブは、上記のような主張をおこなう一方で、以下の支出については修正（取下げ）を行っている。

谷沢議員の支出：

C14-344（カードの名義違い）、C14-345（同時刻）、C14-348（同時刻）

河辺議員の支出：

C14-353（カードの名義違い、同日）、

C14-354（同日、コスモ・ザ・カードを使う）と C14-355（現金フリー）

C14-410 12/28 C14-416 03/12

C14-406 10/11（ENEOSTカード下4桁6989）

森本議員の支出：

C14-356、C14-357、C14-358（同日3回）

わたべ議員の支出：

C14-363（他とは異なりプリペイドカードで支払）

これほど多くの支出の修正（取下げ）がおこなわれたことは、市民クラブの各議員がガソリン代の領収書を漫然と計上していた事実を露呈している。

以上の経緯からは、支払い形態などに関して不自然な状況が認められる場合に、当該ガソリン代の支出について政務調査との合理的関連性を認める余地がない、という原告の主張が経験則に合致していることが裏付けられている。

ウ 修正届が出されていない支出

なお、以下の支出については、支払い状況が不自然である（他と異なる）にもかかわらず、いまだに修正されていない。

① 森本議員の JACCS カードでの支払い

森本議員は、平成26年度に27件のガソリン代の支出をおこなったが、そのうち計13件がENEOSでの給油である。このENEOSでの給油のうち、9件はVISAカード（下4桁4904）での支払いがおこなわれたが、うち4件はJACCSカード（下4桁8217）で支払われた。他に現金フリーが1件ある。

【JACCSカードで支払われた給油代：森本議員・平成26年度】

C14-359	06/10	森本	4,412	ENEOS 萩生田石油鶴川SSでの給油 9時39分 26.74ℓ	・6月議会の本会議開 始のわずか21分前の給油	12 — 1	60 左
C14-501	08/23	森本	4,010	ENEOS 萩生田石油鶴川SSでの給油 14時25分 24.16ℓ	前後のC14-500 08/04、 C14-502 08/29での給油は いずれもVISAカードで支 払い	12 — 1	62 中
C14-361	01/11	森本	3,059	鶴見石油町田金森SSでの給油 13時05分 23.0ℓ。	・わずか2日前、C14-512 の22.48ℓの給油をしている	12 — 1	68 中
C14-362	01/27	森本	3,308	ENEOS 萩生田石油鶴川SSでの給油 10時43分 24.51ℓ	・連日の給油（翌日にも C14-513の23.41Lの給油を している）	12 — 1	68 右

同じENEOSでの給油であるにもかかわらず、4件だけ別のカード（JACCSカード）で支払う、というのがそもそも不自然であるが、かかる不自然な支払いが行われた給油のうち3件は近接した日時の給油がおこなわれている。これらの事実は、同議員が提出したガソリン代の領収書のうち、少なくともジャックスカードによる支払い分は、同議員によるものではなく、別人によってなされた給油であることを強く推認させる。

同議員の平成27年度の給油についても、以下のように、JACCSカードによるものが4件存在するが、いずれも他の給油と近接する日に給油されたものである。

【JACCSカードで支払われた給油代：森本議員・平成27年度】

C15-274	04/04	森本	3,221	ENEOS 萩生田石油 13:06 23.86ℓ	・翌々日C15-445に再度 給油がなされている。	13— 1	221 上左
C15-275	04/25	森本	3,116	ENEOS 萩生田石油鶴川SS 12:29 22.58ℓ	・2日おき給油。22日に C15-446で22.53L給油し たばかり。	13— 1	222 上左

C15-278	06/04	森本	3,174	ENEOS本町田SS 10:43 23.0ℓ	・2日おき給油（3日後C15 -449でも23.11Lを給 油）。	13- 1	225 上左
C15-281	03/30	森本	2,892	ENEOS萩生田石油鶴 川SS 15:44 25.83ℓ	・中3日給油（4日前C15 -444でも24.25Lを給 油）。	13- 1	236 上右

以上のとおり、森本議員のJACCSカードによる支払い分については、不自然な状況が幾重にも重なっているが、市民クラブはその点について何ら合理的な説明をおこなわない。こうした支出について、政務調査との合理的関連性を認める余地はない。

② 戸塚議員の支出：

戸塚議員は、平成26年度、ENEOSでの給油が9件あるが、7件のレシートには、「現金特別会員様」とあり、「13720-000101-159」という14桁の同じ番号が記載されている。ところが、以下の2件の給油は、同じENEOSでの給油でありながら、現金特別会員としての給油がなされていない。

【会員カードが呈示されなかった2件の給油：戸塚議員・平成26年度】

C14-431	08/25	戸塚	4,000	ENEOS 軽井沢給油所 7:43 35.00L 給油	Tカード下4桁2988での給油 C14-430から中2日での給油	12- 1	27 右
C14-440	03/30	戸塚	6,352	ENEOS DD ひえばら店 18:23 39.70L 給油	現金フリー	12- 1	32 右

現金会員カードを提示すると通常より安い会員価格で給油できる。このカードを所持している者が給油をおこなったのであれば、会員カードを提示しないはずはない。戸塚議員はこのカードを所持しており、大半の給油で会員価格での給油を受けている。ところが、上の2件はカードを提示せずに給油を受けており、戸塚議員ではない者が給油をおこなったことが強く推認される。

③ 河辺議員の支出

平成26年度の河辺議員のガソリン代の領収書を概観すると、給油場所はE N E O Sのガソリンスタンドが圧倒的に多く、支払い時には末尾が「6989」のTカードを提示していることがわかる。

ところが、以下にあげる5件の領収書は、E N E O S以外のガソリンスタンドのものであり、いずれも他の給油と近接した日時に給油がおこなわれている。

【支払方法が異なる給油代：河辺議員平成26年度】

C14-349	10/13	河辺	5,000	中央石油販売（ドトールコーヒー）16時21分 31.85ℓ	末尾「9×××」のカードを使用 ・2日前の10月11日、C14-406でも19.11ℓを給油	12 — 1	15 中
C14-350	11/30	河辺	5,000	中央石油セルフ金井 11時59分 35.72ℓ	現金で支払い ・わずか2日後C14-351で再び給油	12 — 1	16 中
C14-351	12/02	河辺	3,000	コスモ石油販売株式会社セルフピュア町田 13時24分給油 20.83ℓ	現金で支払い ・わずか2日前C14-350で給油	12 — 1	17 右上
C14-354	01/10	河辺	2,327	コスモ石油セルフピュア町田 17時04分給油 18.18ℓ	コスモカードでの支払い ・同日給油（C14-355とほぼ同時刻の給油）	12 — 1	19 左
C14-355	01/10	河辺	3,000	コスモ石油セルフピュア町田 17時25分給油 23.26ℓ	現金での支払い ・同日給油（C14-354とほぼ同時刻の給油）	12 — 1	19 中

*網掛け部分は修正届（取下げ）が出されたもの

河辺議員の平成27年度の領収書はカード番号がすべてマスキングされているため、提示されたカードの特定が困難である。しかし、市民クラブが修正届（取下げ）をしたガソリン代の支出を見ると、以下のように、修正されたのは1件を除きE N E O S以外のガソリンスタンドの領収書であることがわかる。しかも、

これらの給油はいずれも他の給油を近接した日時におこなわれている。

【修正届が出された給油代：河辺議員・平成27年度】

C15-268	06/22	河辺	2,894	J-Quest 町田SS 23時10分 21.28ℓ	連日給油（前日 C15-345 には 36.77ℓ給油）	13-1	245	下横
C15-269	12/18	河辺	2,404	J-Quest 町田SS 14時48分 22.26ℓ	1日おき給油（翌々日 C15-371でも給油）	13-1	251	中中
C15-268	06/22	河辺	2,894	J-Quest 町田SS 23時10分 21.28ℓ	連日給油（前日 C15-345 には 36.77ℓ給油）	13-1	245	下横
C15-269	12/18	河辺	2,404	J-Quest 町田SS 14時48分 22.26ℓ	1日おき給油（翌々日 C15-371でも給油）	13-1	251	中中
C15-270	03/05	河辺	3,000	ヤマヒロセルフ相原 11時 13分 29.41ℓ	1日おき給油（翌々日 C15-271でも給油）	13-1	253	上右
C15-271	03/07	河辺	2,000	コスモ石油セルフピュア町 田 9時04分 20.41ℓ	前々日にも給油（C15- 270）	13-1	253	上中
C15-345	06/21	河辺	5,000	ENEOSセルフ南大沢店 19:30 36.77L 給油	連日給油（C15-268で も給油）	13-1	245	上左
C15-348	07/14	河辺	3,000	ENEOS フロンティア東京第 2 DrDrive セルフ町田木曾店 21時53分 22.39 L 給油	3日前にも給油（C15- 347）	13-1	246	上左
C15-360	10/06	河辺	2,000	IDEMITU 多摩給油 所 17時49分 16.13 L 給油	4日前にも給油（C15- 359）	13-1	249	中左
C15-366	11/15	河辺	4,916	J-Quest 町田 SS(小山ヶ丘) 19時39分 42.37 L 給油	3日後にも給油（C15- 367）	13-1	250	中
C15-369	12/03	河辺	2,000	J-Quest 町田 SS(小山ヶ丘) 20時16分 17.39 L 給油	一日おき給油 C15-271 でも給油	13-1	251	上中

以上のとおり、河辺議員によるガソリン代の支出のうち、ENEOS以外でなされたものについては、第三者による給油であると強く推認される。こうした給油について、政務調査との合理的関連性を認める余地はない。

(3) 同日・近接日の給油

市民クラブは、谷沢議員と戸塚議員が同日あるいは翌日に再度給油をおこなった件について、「先行して少量の給油を行い、・・・再度給油を行うことがある」などと主張している。

しかし、いたずらに給油の回数を増やそうとする人はどこにもいない。市民クラブ自身、上記の主張をおこなう一方で、上記両議員によるものを含め、原告から不自然さを指摘された多数の給油について修正をおこなっている。

こうした不自然な給油が多数回にわたり繰り返されていた事実からは、市民クラブにおける政務調査費・政務活動費の支出に関する内部チェックが全く機能していなかったこと、多くの議員が「領収書さえ提出すればいい」という意識でいたことが示されている。

同日・近接日の給油については、修正されたものもあるが、以下のものは現在も計上されている。

河辺議員：

C14-349 と C14-406

C14-350 と C14-351

戸塚議員：

C14-430 と C14-431

C14-439 と C14-440

森本議員：

C14-361 と C14-512

C14-362 と C14-513

C14-498 と C14-499

わたべ議員：

C14-451とC14-452

石井議員：

C14-531とC14-532

これらの給油について、市民クラブからは合理的関連性に関する何らの具体的主張・立証もなされていない。

(4) 一般質問日の給油

森本議員が支出したとされている、本会議の開催直前のガソリン代について、市民クラブは「(議会に) 間に合わない支出ではない」などと主張している。

しかしながら、給油がおこなわれたガソリンスタンドから市役所までの所要時間は、以下のとおりである。

① C14-359 6/10

給油場所 ENEOS 萩生田石油鶴川 町田市金井町37

給油時刻 議会開始の21分前

グーグルマップの移動時間 17～19分

② C14-360 12/4

給油場所 中央石油販売学園金井SS 町田市金井町2941-4

給油時刻 議会開始の31分前

グーグルマップの移動時間 14～16分

①については、原告が実際に踏査をおこなったが、そのときには移動に23分を要した。所要時間は当日の道路事情に大きく左右されるうえ、市役所内の駐車場へ入庫させるために最低でも5分程度、そこから議場に移動するために6分程度を要する状況にある。そのことは議員自身も十分認識しているはずであり、それにもかかわらず、議会に遅刻するリスクを犯してまで議会の直前に給油をおこなうというのは考え難い。

しかも、上記の2つの給油の際に使用されたカード(JACCSカード)は、森本議員が通常使用しているカード(VISAカード)とも異なっている(上述したとおり)。

こうした状況に照らしても、上記の給油は第三者によるものであると強く推認される。

(5) 複数の自動車の使用について

後述するように、市民クラブは、一人の議員が複数の自動車(・バイク)を政務調査・政務活動のために使用していることを前提としている。この点について、市民クラブは、「使用する車両を1台に限定しなければならない定めはない」

(準備書面(2)28頁)などと主張している。

しかしながら、議員がおこなう政務調査ないし政務活動において、複数の自動車を使い分ける必要が生じる、というのは非常に考えにくい。市民クラブの主張によれば、複数の自動車を使用していたのは、河辺、森本、石井の各議員であった、とされているが、以下に述べるように、いずれの議員に関しても支出に関して不自然な状況が存在する。

① 河辺議員

市民クラブによれば、河辺議員は普通乗用車と軽自動車を使用し、前者は「高速道路を使用して遠方での政務活動を行う場合」に、後者は「近距離の移動」に使用していた、とする。

しかしながら、河辺議員の駐車場代の支出記録(平成26・27年度)のなかには、「高速道路を使用して」移動するほどの遠方での駐車代の領収書が存在しない。同じく、高速道路料金の領収書も存在しない。同議員の駐車場代の支出は、町田市内あるいはその近郊のもので占められている。

加えて、河辺議員のガソリン代の支出については、上述したように、単に給油日が近接しているだけでなく、支払方法が通常のものとは異なっているなど、第三者が給油したことを強く推認させる状況にある。

② 森本議員

市民クラブは、森本議員が「軽自動車を2台使用していた」とする。その理由として、「一方の軽自動車には、駅頭活動を行う際に設置するのぼりやポストボード、配布する議会報告チラシなど、政務活動のための荷物が積載されていた」と説明している。丙D17の写真には、確かにこうした荷物が積まれた様子が写っている。

しかしながら、これらの荷物は議員が駅頭で宣伝活動をおこなうためのものである。駅頭で宣伝活動をおこない、有権者に訴えをおこなうことは、本質的に政治活動であって、「政務調査・政務活動」とは言えない。

それだけでなく、森本議員による給油では、以下のように、同じ日に2度、3度給油するなど、明らかに別人が給油したものとは考えられないものが存在す

る。しかも、それぞれ支払方法が異なっている。

【森本議員のH26.5.28とH27.5.27の給油状況】

C14-356	05/28	森本	2,000	REX エネルギー星ヶ丘 SS 10時13分給油 12.99ℓ	・同じスタンドで一日3回の給油。 ・支払方法が一樣でない（この給油は現金での支払い） ・前日の5月27日にもC14-497の23.92ℓの給油をおこなっている）	12 — 1	59	上 中
C14-357	05/28	森本	6,046	REX エネルギー星ヶ丘 SS 16時04分給油	・同じスタンドで一日3回の給油 ・支払状況の違い（パートナーズカード下4桁2016での支払い。割引を受けている） ・前日の5月27日にもC14-497の23.92ℓの給油をおこなっている）	12 — 1	59	中 下
C14-358	05/28	森本	3,000	REX エネルギー星ヶ丘 SS 16時17分給油 19.48ℓ	・同じスタンドで一日3回の給油 ・支払状況の違い（現金での支払い） ・前日の5月27日にもC14-497の23.92ℓの給油をおこなっている）	12 — 1	59	上 右
C15-276	05/27	森本	2,000	中央石油学園金井SS 16:09 15.04ℓ	不自然な給油状況 ・同日給油（C15-277とほぼ同時刻に2度給油）	13 — 1	223	上 右
C15-277	05/27	森本	2,000	中央石油学園金井SS 16:19 15.04ℓ	不自然な給油状況 ・同日給油（C15-276とほぼ同時刻に2度給油）	13 — 1	224	上 左

加えて、森本議員によるガソリン代の支出については、上述のように、支払い方法が異なる（ジャックスカードによる支払い）ものが混在している。こうした支払方法が異なる領収書は、いずれも不自然な給油状況（近接日に給油）にある。

③ 石井議員

市民クラブによれば、石井議員は「乗用車1台及び自動二輪車1台」を政務活動に使用していた、とのことである。その理由について市民クラブは、「自動二輪車の方が小回りがきき、駐車もしやすいため、普通乗用車と自動二輪車を使い分ける利点があった」と説明している。

しかしながら、町田市内及びその周辺で政務調査をおこなうにあたり、普通乗用車で用を足せない場所が存在するとは思えないし、そもそも、バイクは議員による政務調査活動に適したものとは言えない。

しかも、石井議員の平成26年度の駐車場の領収書を見ると、鶴川駅東側の駐輪場でのバイクの駐車が16回と非常に多いことがわかる。つまり、「自動二輪車の方が小回りがきき、駐車もしやすいため」のものではなく、自宅から駅まで行くためにバイクが使用されていることがわかる。石井議員の自宅は鶴川駅まで徒歩で10分程度の距離にあるが、政務活動のために鶴川駅周辺でかくも頻繁にバイクを駐輪する必要が生じるとは考えにくい。むしろ、鶴川駅を経てどこかへ外出するためにバイクが利用されているのである。

また、上記の少量の給油の領収書を並べてみると、支払い方法がまちまちであることもわかる。そのなかには、Tカードを提示したものが1件混じっているなど、複数の者が給油をおこなっていることを伺わせる。

以上のとおり、同議員によるごく少量の給油が政務調査の必要性に基づいておこなわれたとは認められない。

第2 資料費

(1) 自宅における一般紙の購読

使途基準で認められているのは、「会派のおこなう調査研究のために必要な資料の購入」である。一般紙は多くの家庭で購入しており、議員の政務活動がゆえに購読が必要になる類のものでもないし、自宅で購読すれば当然ながら家族もその新聞を読むはずである。会派の控室に備え置くための定期購読であればともかく、自宅での定期購読について、「議会活動の基礎となる調査研究・政務活動との間の合理的関連性」を肯定する余地がないことは、原告準備書面(3)20頁以下で述べたとおりである。自宅での一般紙の購読は、社会通念上も生活費の一部とされている。

(2) 『社会新報』と『月間社会民主』について

『社会新報』と『月間社会民主』は、谷沢議員が所属する政党が発行する機関誌であり、同議員が2部ずつ、定期（年間）購読という形で購入したものである。前者は週刊、後者は月刊の発行誌である。

これらの雑誌の具体的な記事内容を見ると、「安倍政権の体質」（社会新報）、「憲法重大局面」「党改革へ不退転」「安保政策の歴史的転換点」（月間社会民主）など、国政における党の主張や活動に関するものが大半を占め、町田市政に関する調査研究に資する記事は掲載されていない（甲135、甲136）。それにもかかわらず、定期購読という形で、しかも2部ずつ（社会新報は3部ずつ。この点は後述）、購入することについて、市議会議員としての活動との間に合理的関連性を認める余地はない。また、会派としての活動の必要性に基づいて購入したものとも認められない。

多くの政党は、自党の機関紙・新聞の購読者数を増加させることを目指しており、党員に対して新たな購読者を見出すことを奨励している。党の機関紙の購入は、政党の主張を広めるだけでなく、政党の財政的な基盤の強化にも資するためである。谷沢議員による上記の機関誌の購入も、党員としての立場から購入したものである。

とくに、谷沢議員は社会民主党町田総支部（町田市つくし野1-36-8）の代表者である。機関紙の領収書には「社会民主党機関紙宣伝局 分局名 社会新報町田総分局」のゴム印が押印されており、政党とのつながりは明瞭である。

市民クラブは、「他の議員が資料として借り出しても…大丈夫のように2部購入していた」（準備書面（2）6頁）とするが、掲載されている記事の内容は、町田市政とのかかわりが乏しく、複数の議員が同時に購読を希望する類のものとは言えない。少なくとも他の議員の購読が終わるまで待てない、という性格のものでもない。市民クラブは、機関誌の購読料が少額であることにも言及するが、少額であれば許容されるという問題ではないし、年間の購読料は決して少額とはいえない。

社会新報については、以下のとおり、谷沢議員だけでなく、わたべ議員も定期購読をおこなっており、購読費を政務調査費から支出している（本件訴訟の対象にはなっていない）。

2014年

6月20日 4～6月分700×3か月 2,100円 P331

10月2日 7月～9月分 700×3か月 2,100円 P353

12月1日 10月～12月分 700×3か月 2,100円 P345

2015年

3月（日付記載なし）1月～3月分 700×3か月 2,100円 P351

6月11日 2015年4月～2016年3月 8,400円 P381

2017年

12月20日 2017年4月～2018年2月 7,700円 P255

こうした購読状況には、会派としての活動の必要性にかかわらず購読がおこなわれていることが端的に示されている。町田市政における調査研究との関連性が認められない雑誌を3部も購入することについて、必要性を認める余地はない。

(3) 『週刊新社会』『月間社会主義』『科学的社会主義』について

市民クラブは、『週刊新社会』『月間社会主義』『科学的社会主義』の3誌は「所属政党の機関誌ではない」と主張する。

しかしながら、『週刊新社会』は、谷沢議員が所属する社会民主党と連携している政党（新社会党）の機関誌（月4回発行）（甲137-1）である。2019年12月号（甲137-2）の記事内容を見ても、国政に関して政権政党を批判する内容の記事が冒頭に掲載され、町田市政とのかかわりは極めて乏しい。

また、『月間社会主義』と『科学的社会主義』を発行している社会主義協会は、マルクス主義に関する理論的な研究を目的とする組織であり、同じく社会民主党との密接に関連している。記事の内容（甲138、甲139）を見ても、国政政党に対する批判的な記事が繰り返し特集されており、町田市政との関連性は非常に乏しい。

これらの雑誌の購入についても、町田市議会議員としての活動との合理的関連性を認める余地はないし、会派としての活動の必要性に基づいて購入したものとも認められない。

(4) その他の資料費の支出

戸塚議員がおこなった住宅地図の購入（C17-453）について、政務活動との合理的関連性を認める余地がないことは、原告準備書面（3）21頁で述べたとおりで

ある。

第3 広報費

(1) 意見広告

意見広告費については、原告準備書面（13）71頁において、再度述べたとおりである。

(2) 実態不明の事業者に対する支出

ア サナリイ

小関議員は、「サナリイ」こと「上村一弘」という者に対して、議会レポートに関するものとして支出を繰り返した。「サナリイ」なるものに支払われた政務調査費は、以下の金額にのぼっている。

平成26年度 計66万6800円 （計7回）

27年度 計17万5000円 （計1回）

原告準備書面（13）73頁以下で述べたように、「サナリイ」という事業者の実態は全く不明である。領収書からすると、「サナリイ」というのは単なる屋号であって会社組織等ではないと推測されるが、記載された住所は個人の自宅と目される。しかも、そこに記載されているのは携帯電話番号であり、固定電話・FAXなどの記載は全く存在しないなど、実在の事業者であるかさえ判然としない。

市民クラブは、「サナリイ」について「政治に関連してチラシ等の製作を総合的に監修する個人事業主」（準備書面（1）41頁）とするが、チラシの製作においてどのような作業を委託したのかも全く明らかにされていない。

市民クラブは、今回、「サナリイ」と印刷業者との間のメール資料（丙11）を提出したが、誰が作成したメールであるのかさえも明らかではない。印刷業者が請求した金額が秘匿されたものになっている（白塗り）。このようなメールが提出されること自体、市民クラブとサナリイの間には「発注」に関して何らの文書も作成されなかったことを強くうかがわせる。見積書・受注書などの文書も交わすことなく高額の「代金」を支払う、という経過がすでに極めて不自然である。

そのうえ、「代金」の支払い方法も極めて不自然なものになっている。原告準備書面（13）73頁ですでに指摘したが、平成26年10月30日付の領収書は同

日に3通の領収書が発行されているうえ、その10日前にも別の領収書が発行されている。それぞれに収入印紙が貼られているが、収入印紙代のことを考えても通常であれば1通の領収書にまとめるはずのものである。こうした状況からは、計4通の領収書はそれぞれ別の事項に関するものであるとも推測される。

また、丙11の1では、「おぜき重太郎チラシ1」の原稿が平成26年5月3日に入稿したとされているが、もしこれが事実であれば、「代金」とされる6万4800円は同年4月20日にすでに支払われていたことになる。チラシの完成を待たずに代金を先払いする、というのは通常はあり得ないのであり、こうした経緯も極めて不自然である。丙11の2についても同様のことが言える。

丙11については他にも不自然な点が多々ある。すなわち、他の支出についても同様のメールが存在しなければならぬはずであるのに、そうしたメールについては全く提出されないし、市民クラブは上記メールを提出する際にメールの作成者や金額部分をマスキングしている、というのも極めて不自然である。文書の性格上、そのような加工を施す必要性は何ら存在しないはずである。

以上のとおり、市民クラブ（小関議員）による「サナリイ」に対する支出については、支出の必要性（議員活動との合理的関連性）を認める余地はない。市民クラブはチラシを添付している旨の主張をおこなうが、添付されたチラシを見ても、当該チラシと「サナリイ」との間の関連性は全く明らかになっていない。

イ トンボ製作所

なお、トンボ製作所に関しては、市民クラブの主張がなされた後で反論反証をおこなう。

(3) その他の広報費の支出

平成30年2月の町田市議会議員選挙を前にした時期に、大量のチラシが印刷され、ポスティングされた経過については、原告準備書面（13）74頁以下で再度述べたとおりである。これらの支出は、明らかに選挙運動のためのものであって政務活動とはいえない。

第4 通信運搬費

(1) 切手はがき代

ア 谷沢議員による支出

谷沢議員による切手・ハガキ代は、厚木基地問題に関する訴訟に関連して、招集通知や資料を送付するためのものであった、同議員は「第4次厚木基地騒音訴訟」の事務局長であった、という。

同議員がかかる訴訟に携わっていることは争わないが、訴訟の活動費は本来、原告団がまかなうべきものであるし、谷沢議員は原告団の「町田支部事務局長」あるいは「爆音副委員長」(丙12の4)として原告団のために活動していたのであり、それを町田市議会議員としておこなう政務調査の一環とするのは無理がある。そもそも、上記訴訟は、会派としての活動とも言えない。

市民クラブは、町田市が厚木基地騒音対策協議会に加盟していることにも言及しているが、同協議会は以下の事項を目的とする組織(甲141)であり、基地騒音訴訟とは全くかかわりのない団体である。

- (1) 国、国会、米軍等への要請活動
- (2) 騒音問題に関する情報交換
- (3) 代替訓練施設の早期実現等航空機騒音対策の協議
- (4) その他目的を達成するために必要な事項

町田市がこの団体に加盟していることをもって、上記騒音訴訟の活動費を政務調査費から支出することを正当化する余地はない。

なお、谷沢議員は、切手・ハガキ代のほかに、宅急便代(C14-578,C14-579)も支出している。これらも訴訟関連の資料送付のためと目される。

イ 佐藤議員による支出

佐藤議員がおこなった大量の切手の購入について、市民クラブは、「議会報告チラシの郵送のために使用した」と主張している。しかしながら、いかなるチラシを送付したのか、について市民クラブは何の説明もおこなわない。

町田市議会での運用指針(「議員ハンドブック」に記載。乙33、34)では、広報費の支出について

「広報費で、報告書等の印刷代、郵送料(切手・はがき代等)、新聞折込代等を支出する

ときは、領収書に当該印刷物等の見本を添付するものとする

と定めている。これは、印刷物を添付させることによって、政務調査・政務活動とは関係のない事項に広報費が支出されることを防ぐ趣旨である。議員の仕事が多岐にわたるなかで、切手・はがき等が政務調査・政務活動とは関係のない件に使われる危険性があることから、見本物の添付を申し合わせたと言える。そこには、切手とはがきの使い道を明確にすることを要求する趣旨も含まれている。

市民クラブは、準備書面（１）４３頁において、切手・はがき代について「その用途を明らかにすることは義務付けられていない」と主張しているが、たとえ「通信運搬費」という費目で支出されたものであっても、「報告書等」の送付のために用いられたものであれば、当該印刷物を添付すること、すなわち用途を明らかにすることは必要であり、上記主張は明らかに失当である。

佐藤議員は、数回にわたって大量の切手を購入している。ところが、同議員はその用途を証する印刷物等を何ら添付しておらず、運用指針で定められた上記の要求を全く無視している。

さらに、同議員による切手の購入には、明らかに不自然な経緯が認められる。すなわち、市民クラブは、切手購入の目的について「議会報告チラシを郵送するために切手を購入した」と主張している（準備書面（２）１２頁）が、もしこの主張が事実であれば、それぞれの切手の購入に対応するチラシが作成されていたはずであり、同議員のチラシの作成時期（印刷代やポスティング代の支出からわかる）と切手の購入時期が近接するはずである。ところが、以下のように、両者の間には時期的な関連性が全く認められない。

【平成２６年度の切手の購入】

C14-580	10/17	佐藤	8,400	82×100枚、2円×100枚。	12- 4	443	上
C14-581	12/18	佐藤	49,200	同上 82×600枚	12- 4	446	上
C14-582	01/13	佐藤	49,200	同上 82×600枚	12- 4	447	上

【平成２６年度のチラシ作成費の支出】

平成27年2月16日に議会レポート34号のポスティング代として10万044円が支出されている（甲12の3、383～384）

【平成27年度の切手の購入】

C15-571	01/12	佐藤	24,600	切手代 82×300	13- 4	535	上
C15-575	02/08	佐藤	24,600	切手代 82×300	13- 4	536	上
C15-577	03/15	佐藤	41,000	切手代 82×500	13- 4	537	上

【平成26年度のチラシ作成費の支出】

平成27年4月30日に、「議会報告作成、印刷代」として2万8728円、「ポスティング代」として3万2400円を支出（甲13の3、446～449）

平成27年11月14日に、「議会報告作成、印刷代」として3万3480円、「ポスティング代」として1万9440円を支出（甲13の3、450～453）

平成28年2月23日に、「ポスティング代」として2万2680円を支出（甲13の3、455～457）

以上からわかるように、佐藤議員が購入した大量の切手が議会報告を送付するためのものであった、という市民クラブの主張は明らかに事実と即したものではない。すなわち、議員ハンドブックの要求を満たしていないだけでなく、用途に関する説明も全くつかないものになっている。

市民クラブは、「郵便局では、郵送費を支払う際に、現金の代わりに切手で支払うことができる。」と主張している（準備書面（2）11頁）が、もし切手で支払ったのであれば、その際の郵便局のレシートが存在するはずである。ところが、こうしたレシートは全く提出されていない。

ウ 社会福祉法人での購入

なお、市民クラブは、（町田市内の）以下の社会福祉法人を金銭的に支援する趣旨で同法人から購入した旨の主張をおこなう。

『社会福祉法人 地の星』（町田市成瀬 8-9-14）

『パンの店 風』（地の星の施設内にあるパン屋）

確かに、「郵便切手類販売所」に指定されたものから切手等を購入することによって、販売者は販売量に応じて手数料を取得することができる（甲 142）。しかしながら、市議員が販売所に指定された者あるいは団体を金銭的に支援する目的で切手等を購入することは公職選挙法 199 条の 3 で禁止されている寄附行為に該当する（同法は選挙区内の個人に対する寄附だけでなく、選挙区内の団体に対する寄附も禁止している）。かかる違法行為について政務調査との合理的関連性を認める余地はない。なお、上記の社会福祉法人は佐藤議員の地元にある組織である。

エ 森本議員による支出

市民クラブは、森本議員がおこなった大量のハガキの購入は「同議員が開催した市政報告会の案内のため」であった、とする。

しかしながら、市民クラブは、いつ開催された市政報告会であるのか、などについて具体的な主張を一切おこなわないし、ハガキの実物（コピー）を提出するわけでもない。市民クラブは、本件訴訟においても、大量のハガキを購入した目的をただ抽象的に主張するのみであり、同議員が平成 26 年に「開催した」とする市政報告会の日時等についても何ら具体的に主張していない。

同議員は、平成 26 年 8 月に「森本せいや後援会」を発足させており（甲 143）、大量のハガキの購入はその案内の目的でおこなわれたと推認される。いずれにしても、大量のハガキの購入について、政務調査活動との合理的関連性を認める余地はない。

(2) 電話代等

電話代等については、市民クラブの主張において「調査中」とされている事項が多々あるので、ひととおり主張が揃った段階でまとめて反論をおこなう。

第 5 事務費

(1) 年度末の高額事務機器の複数購入

平成27年度末に市民クラブがおこなった複数の高額事務機器の購入については、原告準備書面（13）79頁以下で再度述べたとおりである。

支出に関する市民クラブの説明（「老朽化した」）が極めて不自然であることについても、上記準備書面で述べたとおりである。

(2) 不自然な購入経緯

小関議員による「インク代」を理由とする不自然な購入経緯については、原告準備書面（13）81頁で述べたとおりである。

(別紙 1) 町田市中心部での深夜に及ぶ駐車

(グレー部分は修正届が出されたもの)

C14-8	02/03	谷沢	800	原町田 4 丁目第 2 駐車場 17 時 09 分～22 時 48 分 「市政相談」とされている	・深夜 ・長時間約 5 時間半の駐車	12-1	96	上左
C14-13	02/16	谷沢	300	タイムズ玉川学園第 4 駐車場 (玉川学園 7-5) 19 時 53 分～21 時 59 分 「市政相談」とされている	・深夜 ・長時間 2 時間 7 分の駐車	12-1	96	中左
C14-80	08/22	河辺	700	アットパーク町田第 1 駐車場 20 時 36 分～01 時 37 分 「市政相談」とされている	・長時間約 5 時間の駐車 ・深夜	12-1	124	中左
C14-102	01/07	河辺	700	タイムズ森野第 3 駐車場 22 時 59 分～0 時 47 分 「市政相談」とされている	・同日 3 回目の駐車 ・深夜	12-1	117	上左
C14-119	04/03	戸塚	1,100	タイムズ町田栄通り駐車場 19 時 05 分～0 時 25 分 「市政相談」とされている	・深夜まで ・長時間 5 時間以上の駐車	12-1	130	上左
C14-120	04/08	戸塚	400	タイムズ相石パーク原町田 5 丁目駐車場 (相模石油株式会社) 20 時 53 分～0 時 32 分 「市政相談」とされている	・住宅街 ・深夜 ・長時間 3 時間 39 分の駐車	12-1	130	上右
C14-121	05/23	戸塚	1,000	TP 原町田第 9 駐車場 (原町田 4-19) 19 時 10 分～22 時 22 分 「市政相談」とされている	・深夜 ・長時間 3 時間以上の駐車	12-1	133	上中
C14-125	06/06	戸塚	1,500	三井のリパーク原町田 4 丁目駐車場 18 時 29 分～0 時 39 分 「市政相談」とされている	・深夜 ・長時間 6 時間以上の駐車	12-1	135	上左

C14-126	06/12	戸塚	1,500	タマパーク原町田第40駐車場 18時49分～0時09分 「市政相談」とされている	・繁華街 ・深夜 ・長時間 5時間以上の駐車	12-13 1 5	上 右
C14-129	06/19	戸塚	1,000	タイムズ原町田6丁目駐車場 (原町田6-26) 18時50分～22時00分 「市政相談」とされている	・深夜 ・長時間 3時間10分の駐車	12-13 1 5	中 左
C14-130	06/20	戸塚	700	P原町田5丁目駐車場 20時55分～翌日13時12分 「市政相談」とされている	・住宅街 ・長時間 16時間以上の駐車(深夜を経て翌日午後まで2日かかり)	12-13 1 5	中 右
C14-131	07/11	戸塚	600	森野第3駐車場 0時23分～02時57分 「市政相談」とされている	・深夜(真夜中) ・長時間 2時間34分の駐車	12-13 1 7	中 左
C14-132	07/31	戸塚	1,300	ショウワパーク(?見えず) 17時34分～01時41分 「市政相談」とされている	・長時間 8時間以上の駐車 ・深夜	12-13 1 7	中 右
C14-136	11/07	戸塚	1,500	三井のリパーク原町田4丁目駐車場 18時31分～0時20分 「市政相談」とされている	・深夜 ・長時間 約6時間の駐車	12-14 1 3	上 中
C14-137	11/17	戸塚	1,350	中央駐車場(原町田5丁目3-27) 18時21分～03時28分 「市政相談」とされている	・長時間約9時間の駐車 ・深夜(真夜中まで)	12-14 1 3	上 右
C14-138	11/27	戸塚	400	平野屋第2駐車場(原町田3-7-11) バイクの駐輪場 22時07分～23時18分 「市政相談」とされている	・深夜	12-14 1 3	中 中

C14-140	02/26	戸塚	700	アイベック原町田第2駐車場 (原町田3丁目7) 19時19分 ~0時08分 「市政相談」と されている	・深夜 ・長時間 約4時間半の駐 車	12- 1	14 9	中 右
C14-141	03/04	戸塚	1,000	中央駐車場 19時01分~23時 56分 「市政相談」とされてい る	・深夜 ・長時間 約4時 間の駐車	12- 1	15 1	上 中
C14-142	03/17	戸塚	700	FP第2 株式会社タマパーク (原町田6-17) 22時04分~0 時33分 「市政相談」とされて いる	・深夜から未明 ・長時間 2時間29分の駐 車	12- 1	15 1	中 左
C14-174	12/14	佐藤	800	ダイレクトパーク町田森野駐車 場 22時18分~0時17分 「市政相談」とされている	・深夜から未明	12- 1	19 8	下 左
C14-182	02/15	佐藤	300	平野屋第3駐車場 20時05分 ~21時01分 「市政相談」と されている	・深夜	12- 1	20 4	中 中
C14-233	01/07	森本	1,500	第2平野屋駐車場 17時56分 ~22時37分 「市政相談」とさ れている	・深夜 ・長時間 4時間半の駐車	12- 1	22 7	中 左
C14-251	12/16	森本	1,300	ショウワパーク町田駅前駐車場 18時17分~01時37分 「市政 相談」とされている	・長時間 約6時間半の駐 車 ・深夜	12- 1	22 5	下 左
C14-273	07/11	石井	300	タイムズ原町田第9駐車場 19 時47分~21時05分 「市政相 談」とされている	・深夜 ・商業施設・あ りえない同日駐車 (C14- 272 から 22分では移動で きない)	12- 1	25 4	中 中

C14-278	02/16	石井	2,600	タイムズ玉川学園第4駐車場 05時13分～翌日0時10分「市政相談」とされている	・長時間 約19時間の駐車 ・駅頭宣伝とも推測される ・深夜 ・早朝	12-1	27 6	中 左
C14-280	09/27	石井	800	アットパーク町田第2駐車場 18時29分～23時15分「市政相談」とされている	・深夜 ・長時間 約4時間半の駐車	12-1	25 9	中 中
C14-284	11/01	石井	2,000	タイムズ原町田第9駐車場 20 時15分～翌日22時20分「市政相談」とされている	・長時間 約26時間の駐車 (夜間から翌日の深夜まで)	12-1	26 4	上 中
C14-286	11/12	石井	1,200	タマパーク原町田第14駐車場 10時26分～21時16分「市政相談」とされている	・深夜 ・長時間 約11時間の駐車	12-1	26 4	下 中
C14-287	12/12	石井	1,200	タマパーク原町田第23駐車場 18時30分～23時44分「市政相談」とされている	・深夜 ・長時間 約5時間の駐車	12-1	26 9	中 中
C14-288	12/16	石井	1,300	ショウワパーク町田旭町駐車場 17時32分～23時43分「市政相談」とされている	・深夜 ・長時間 約6時間の駐車	12-1	27 0	上 右
C14-336	07/13	わたべ	900	タイムズ森野第11駐車場 06 時51分～16時23分「市政相談」とされている	・長時間 約9時間半 ・早朝から深夜まで	12-1	16 0	12 5
C15-142	04/04	河辺	800	FP第2 株式会社タマパーク 19時48分～22時28分「市政相談」とされている	・深夜 ・長時間 2時間40分の駐車	13-1	10 1	上 左
C15-147	07/09	河辺	300	平野屋第三駐車場 20時41分 ～21時40分「市政相談」とされている	・深夜	13-1	10 6	下 右

C15-164	08/24	戸塚	800	FP 第1 株式会社タマパーク 20時18分～22時41分「市政相談」とされている	・深夜 ・長時間 約2時間半	13-1 1	14 7	中 左
C15-166	09/02	戸塚	1,000	FP 第1 株式会社タマパーク 19時45分～23時12分「市政相談」とされている	・深夜 ・長時間 3時間半の駐車	13-1 1	14 9	上 左
C15-169	11/18	戸塚	1,000	FP 第1 株式会社タマパーク (原町田6丁目28-12) 13時05分～22時21分「市政相談」とされている	・深夜 ・長時間 9時間以上の駐車 ・ありえない同日駐車	13-1 1	15 1	中 左
C15-171	11/27	戸塚	400	リパーク JR 町田駅前第2駐車場 (原町田1-2-5) 21時19分～21時53分「市政相談」とされている	・深夜	13-1 1	15 1	下 右
C15-173	12/08	戸塚	600	原町田4丁目第2駐車場 18時30分～21時30分「市政相談」とされている	・深夜 ・長時間 3時間の駐車	13-1 1	15 2	上 左
C15-177	01/14	戸塚	1,300	ショウワパーク町田駅前 16時40分～22時16分「市政相談」とされている	・深夜 ・長時間 5時間36分の駐車	13-1 1	15 4	下 左
C15-182	02/25	戸塚	450	タマパーク森野駐車場 21時55分～23時02分「市政相談」とされている	・深夜 ・ありえない同日駐車	13-1 1	15 5	中 中
C15-183	02/25	戸塚	400	原町田4丁目第2駐車場 20時05分～21時59分「市政相談」とされている	・深夜 ・ありえない同日駐車	13-1 1	15 5	中 右
C15-186	03/24	戸塚	800	FP 第1 株式会社タマパーク 19時51分～22時25分「市政相談」とされている	・深夜 ・長時間 2時間34分の駐車	13-1 1	15 6	上 右

C15-248	01/14	森本	900	タイムズ森野第5駐車場 08時20分～21時22分 「市政相談」とされている	・深夜 ・長時間 13時間の駐車	13-1	17-6	中左
C16-23	02/22		400	FP第1 株式会社タマパーク 21時55分～22時40分 「市政相談」とされている	・深夜	14-1	23-0	下中
C16-24	03/27		1,000	FP第1 株式会社タマパーク 17時30分～22時51分 「市政相談」とされている	・深夜 ・長時間 4時間21分の駐車	14-1	23-0	下左
C16-25	03/31		1,000	FP第1 株式会社タマパーク 1?時見えず分～23時見えず分 「市政相談」とされている	・深夜 ・長時間 金額から推測すると4時間以上か	14-1	23-0	中左
C16-26	04/04		1,000	FP第1 株式会社タマパーク 18時56分～23時15分 「市政相談」とされている	・深夜 ・長時間 4時間以上の駐車	14-1	90	上中
C16-31	10/16		1,000	FP第1 株式会社タマパーク 20時17分～23時03分 「市政相談」とされている	・深夜 ・長時間 2時間46分の駐車	14-1	19-3	下中
C16-42	11/15		500	ワンデイパーク原町田第2駐車場 21時53分～23時03分 「市政相談」とされている	・深夜	14-1	19-3	下左
C17-60	06/16		1,200	タマパーク原町田第40駐車場 13:55～21:27 「市政相談」とされている	・長時間 7時間半の駐車 ・深夜	15-1	4	20-16
C17-67	09/07		1,200	三井のリパーク原町田4丁目駐車場 18時52分～21時11分 「会議」とされている	・深夜 ・長時間 2時間19分の駐車	15-1	15	30-29

C17- 72	10/02	900	アイペック原町田3丁目第2駐 車場 17時46分～21時07分 「会議」とされている	・深夜 ・長時間 3時間21分の駐 車	15- 1	89	80 34
------------	-------	-----	--	---------------------------	----------	----	----------

(別紙2) 鶴川駅前での短時間駐車

C14-193	05/23	森本	100	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 17時25分～17時39分 「市政相談」とされている	・短時間 わずか14分の駐車 ・ありえない同日駐車 (次の駐車C14-194と駐車時間が重なっている)	12-1	209	下中
C14-194	05/23	森本	100	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 17時33分～17時39分 「市政相談」とされている	・ありえない同日駐車 (C14-193と駐車時間が重なっている) ・短時間 わずか6分の駐車	12-1	209	中右
C14-196	05/29	森本	100	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 17時52分～18時11分 「市政相談」とされている	・ありえない同日駐車 (C14-195と駐車時間が重なっている) ・短時間 わずか19分の駐車	12-1	209	下右
C14-197	07/07	森本	0	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 11時40分～11時58分 「市政相談」とされている	・短時間 わずか18分の駐車 ・ありえない同日駐車 (次の駐車C14-198と駐車時間が重なっている)	12-1	213	上左
C14-198	07/07	森本	100	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 11時42分～11時59分 「市政相談」とされている	・ありえない同日駐車 (C14-197と駐車時間が重なっている) ・短時間 わずか17分の駐車	12-1	213	上中
C14-199	07/29	森本	100	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 12時40分～12時46分 「市政相談」とされている	・短時間 わずか6分の駐車 ・ありえない同日駐車 (次の駐車C14-200と駐車時間が重なっている)	12-1	213	下右
C14-200	07/29	森本	0	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 12時20分～12時45分 「市政相談」とされている	・ありえない同日駐車 (C14-199と駐車時間が重なっている)	12-1	214	上左

					る) ・短時間 わずか 25 分の駐車			
C14-203	08/26	森本	200	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 17時45分～18時12分 「市政相談」とされている	・短時間 27分間の駐車 ・ありえない同日駐車(次の駐車C14-204と駐車時間が重なっている)	12-1	216	上左
C14-204	08/26	森本	100	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 18時07分～18時14分 「市政相談」とされている	・短時間 わずか7分の駐車 ・ありえない同日駐車(C14-203と駐車時間が重なっている)	12-1	216	上中
C14-206	09/26	森本	100	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 11時11分～11時25分 「市政相談」とされている	・ありえない同日駐車(C14-206と駐車時間が重なっている) ・短時間 わずか14分の駐車	12-1	217	下中
C14-207	01/13	森本	100	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 17時35分～17時41分 「市政相談」とされている	・短時間 わずか6分の駐車	12-1	227	中右
C15-194	05/10	森本	200	アイペック鶴川第1駐車場 10時13分～10時29分 「市政相談」とされている	・短時間 わずか16分間の駐車	13-1	160	下左
C15-196	06/02	森本	400	タイムズ鶴川駐車場 09時22分～09時32分 「市政相談」とされている	・短時間 わずか10分の駐車	13-1	162	上中
C15-199	07/06	森本	100	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 11時34分～11時52分 「市政相談」とされている	・短時間 わずか18分の駐車	13-1	164	上中
C15-202	10/26	森本	100	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 17時59分～18時05分 「市政相談」とされている	・短時間 わずか6分の駐車	13-1	171	上中

C15-203	10/30	森本	100	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 09時10分～09時23分 「市政相談」とされている	・短時間 わずか13分の駐車	13-1	171	上右
C15-207	11/26	森本	100	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 9時26分～9時32分 「市政相談」とされている	・短時間 わずか6分の駐車	13-1	173	上左
C15-208	11/27	森本	100	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 9時21分～9時30分 「市政相談」とされている	・短時間 わずか9分の駐車	13-1	173	上中
C15-209	01/27	森本	100	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 11時24分～11時34分 「市政相談」とされている	・短時間 わずか10分の駐車	13-1	177	上中
C15-210	02/22	森本	100	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 11時42分～11時47分 「市政相談」とされている	・短時間 わずか5分の駐車	13-1	178	上中
C15-211	02/24	森本	100	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 16時12分～16時27分 「市政相談」とされている	・短時間 わずか15分の駐車	13-1	178	中左
C16-98	04/04		100	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 12時22分～12時28分 「現地調査」とされている	・短時間 わずか6分の駐車	14-1	89	上左
C16-99	04/11		100	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 11時59分～12時10分 「市政相談」とされている	・短時間 わずか11分の駐車	14-1	89	中左
C16-100	04/22		100	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 17時48分～17時57分 「市政相談」とされている	・短時間 わずか9分の駐車	14-1	89	下左

C16-101	04/25	200	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 16時06分～16時29分 「現地調査」とされている	・短時間 わずか23分の駐車	14-1	89	下右
C16-102	05/08	100	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 14時32分～14時49分 「市政相談」とされている	・短時間 わずか17分の駐車	14-1	96	中中
C16-103	05/21	100	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 13時10分～13時29分 「市政相談」とされている	・短時間 わずか19分の駐車	14-1	111	上左
C16-104	05/26	100	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 18時40分～18時46分 「市政相談」とされている	・短時間 わずか6分の駐車	14-1	111	中左
C16-105	06/17	100	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 11時16分～11時26分 「市政相談」とされている	・短時間 わずか13分の駐車	14-1	126	上左
C16-106	06/24	100	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 17時50分～18時00分 「現地調査」とされている	・短時間 わずか10分の駐車	14-1	126	下左
C16-107	06/29	100	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 09時25分～09時35分 「現地調査」とされている	・短時間 わずか10分の駐車	14-1	126	下右
C16-108	07/16	100	タイムズ鶴川駅前駐車場 16時01分～16時06分 「市政相談」とされている	・短時間 わずか5分の駐車	14-1	138	上右
C16-109	07/26	100	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 17時39分～17時53分 「現地調査」とされている	・短時間 わずか14分の駐車	14-1	138	中中

C16-111	08/01		100	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 09時26分～09時35分 「市政相談」とされている	・短時間 わずか9分の駐車	14-1	149	上左
C16-112	08/03		100	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 09時28分～09時34分 「現地調査」とされている	・短時間 わずか6分の駐車	14-1	149	上中
C16-113	08/10		100	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 09時35分～09時44分 「現地調査」とされている	・短時間 わずか9分の駐車	14-1	149	下右
C16-115	09/09		100	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 14時32分～14時43分 「現地調査」とされている	・短時間 わずか11分の駐車	14-1	161	下右
C16-116	09/25		100	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 12時43分～12時46分 「市政相談」とされている	・短時間 わずか3分の駐車	14-1	174	下左
C16-117	09/27		100	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 15時52分～16時03分 「市政相談」とされている	・短時間 わずか9分の駐車	14-1	174	下中
C16-118	10/06		100	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 13時57分～14時03分 「現地調査」とされている	・短時間 わずか6分の駐車	14-1	175	上右
C16-119	10/13		100	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 09時32分～09時37分 「市政相談」とされている	・短時間 わずか5分の駐車	14-1	175	下左
C16-120	10/18		100	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 18時15分～18時25分 「現地調査」とされている	・短時間 わずか10分の駐車	14-1	184	上左

C16-121	10/25	100	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 16時28分～16時48分 「現地調査」とされている	・短時間 わずか20分の駐車	14-1	184	中左
C16-122	10/26	100	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 11時26分～11時46分 「現地調査」とされている	・短時間 わずか20分の駐車	14-1	184	中中
C16-123	11/02	200	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 09時31分～09時53分 「現地調査」とされている	・短時間 わずか22分の駐車	14-1	184	下中
C16-124	12/17	100	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 13時54分～14時00分 「市政相談」とされている	・短時間 わずか6分の駐車	14-1	212	上右
C16-125	12/25	100	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 10時01分～10時12分 「市政相談」とされている	・短時間 わずか11分の駐車	14-1	218	上左
C16-126	12/29	100	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 16時58分～17時06分 「市政相談」とされている	・短時間 わずか8分間の駐車	14-1	218	上右
C16-127	08/15	130	SHINEIPARKING24H 鶴川駅そばの駐車場 19時57分～20時08分 「市政相談」とされている	・夜間 ・短時間 わずか11分の駐車	14-1	158	上左
C16-128	01/06	100	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 16時22分～16時31分 「現地調査」とされている	・短時間 わずか9分の駐車	14-1	218	中中
C16-129	01/22	200	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 14時28分～14時50分 「市政相談」とされている	・短時間 わずか22分の駐車	14-1	226	上右

C16-130	01/25	100	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 17時52分～18時01分 「市政相談」とされている	・短時間 わずか9分の駐車	14-1	226	中中
C16-131	03/16	200	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 11時07分～11時34分 「市政相談」とされている	・短時間 わずか27分の駐車	14-1	244	下中
C16-132	03/26	100	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 16時00分～16時11分 「市政相談」とされている	・短時間 わずか11分の駐車	14-1	253	中左
C16-136	05/09	200	アイペック鶴川第1駐車場 11時36分～11時44分 「現地調査」とされている	・短時間 わずか8分間の駐車	14-1	96	中右
C17-179	04/28	200	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 15時29分～15時52分 「現地調査」とされている	・短時間 わずか23分の駐車	15-1	66	7005
C17-180	05/09	100	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 10時17分～10時28分 「現地調査」とされている	・短時間 わずか11分の駐車	15-1	67	7007
C17-184	05/22	100	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 16時22分～16時34分 「現地調査」とされている	・短時間 わずか12分の駐車	15-1	68	7015
C17-185	05/25	200	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 14時02分～14時29分 「現地調査」とされている	・短時間 わずか27分の駐車	15-1	68	7017
C17-186	05/26	100	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 09時26分～09時40分 「現地調査」とされている	・短時間 わずか14分の駐車	15-1	68	7018

C17-187	06/08		100	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 17時19分～17時35分 「現地調査」とされている	・短時間わずか16分の駐車	15-1	69	7021
C17-188	06/12		100	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 10時36分～10時51分 「現地調査」とされている	・短時間わずか15分の駐車	15-1	69	7024
C17-189	06/15		100	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 09時27分～09時42分 「現地調査」とされている	・短時間わずか15分の駐車	15-1	69	7022
C17-191	07/12		100	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 14時25分～14時37分 「現地調査」とされている	・短時間 わずか12分の駐車	15-1	70	7035
C17-192	07/25		100	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 10時49分～11時00分 「現地調査」とされている	・短時間 わずか11分の駐車	15-1	70	7037
C17-195	08/08		100	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 09時39分～09時44分 「現地調査」とされている	・短時間 わずか5分の駐車	15-1	72	7043
C17-200	08/25		100	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 09時41分～09時58分 「現地調査」とされている	・短時間 わずか17分の駐車	15-1	73	7051
C17-202	09/15		100	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 15時47分～16時00分 「現地調査」とされている	・短時間 わずか13分の駐車	15-1	74	7063
C17-206	10/20		100	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 17時12分～17時25分 「現地調査」とされている	・短時間 わずか13分の駐車	15-1	76	7074

C17-208	10/26		200	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 16時41分～17時03分 「現地調査」とされている	・短時間 わずか22分の駐車	15-1	76	7075
C17-214	12/19		100	タイムズ鶴川駐車場 17時26分～17時32分 「現地調査」とされている	・短時間 わずか6分の駐車	15-1	79	7090

以上